

総務省は、公正取引委員会・中小企業庁と連携の上、ガイドライン遵守状況調査等を実施。調査において発注者側に不適切な実態が確認された場合、関係法令（※）に基づく権限を根拠として、下請中小企業振興法に基づく指導をはじめとする法的措置を実施し、製作取引の透明性向上や更なる適正化を推進。

（※）下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」）、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）

＜実施イメージ＞

総務省が公取・中小企業庁と連携して実施中

